

一般社団法人日本鉄道運転協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本鉄道運転協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鉄道の運転業務（運転技術、法規、事故防止、輸送計画・管理、車両の運用・検修、駅務業務、乗務業務をいう。以下同じ。）に関する調査研究、知識の普及、技術の向上に関する事業を行い、鉄道輸送の安全性、安定性、効率性の向上に寄与するとともに、鉄道事業の振興を通じて国民生活の利便の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 運転業務に関する調査研究並びにその受託
- (2) 運転業務に関する講演会、講習会及び見学会等の開催
- (3) 運転業務に関する文献及び資料の蒐集、整理、保存及び頒布
- (4) 運転・保安情報の共有化と活用
- (5) 運転業務に関する発明・考案及び研究に対する指導育成
- (6) 広告、会誌その他図書の発行
- (7) 運転業務等に関し功績のあった個人、法人に対する表彰
- (8) その他、この法人の目的を達成するための必要な事業

2 前項の各事業は、日本全国において行う。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の種類の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員 この法人の目的に賛同して入会した法人
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者、運転業務経験のある有識者で理事会において推薦された者

2 この法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定された社員をいい、前項の会員のうち、正会員及び法人会員をもって社員とする。ただし、法人会員にあっては第6条第3項に規定する「指定代表者」1人をもって、社員とする。

(会員及び社員の資格の取得)

第6条 正会員または法人会員として入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

- 2 会長は、前項に定める入会申込書が提出された場合は、前条第1項に定める会員種別を基準として、その可否を決定し、これを本人に通知するものとする。
- 3 法人たる会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に届け出なければならない。
- 5 社員資格は、前条第2項により、取得するものとする。

（経費の負担）

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる必要な経費に充てるため、会員になった時及び毎年、別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる議決に基づき、除名することができる。

- (1) この定款又はその他の規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

（会員の資格喪失）

第10条 会員は次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 名誉会員を除き、第7条の会費等の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 退会したとき。
- (5) 除名されたとき。

（抛出金品の不返還）

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

（構成）

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事又は監事の報酬等の年間総額
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (6) 会費等及び法人会費の金額
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け

(8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時に開催する。

(招集)

第15条 定時社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 議決権の5分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(3) 会長は、前各号の規定に基づく請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その社員総会に出席した社員の中から選任された者が行う。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員数の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

第19条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について、書面をもってまたは電磁的方法により、表決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び代表理事が、署名及び押印をする。

第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

理事 35名以上50名以内

監事 2名以上5名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事、2名以内を執行理事とする。

3 前項の会長、専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、執行理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 監事は、この法人の使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を総理する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務の執行を総理する。

3 副会長は、会長の業務を補佐する。

4 専務理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。

5 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。

6 執行理事は、この法人の業務を分担処理する。

7 会長、専務理事及び執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務をおこなう。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 社員総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 役員は、第22条第1項及び第2項で定めた役員の定数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、次項に規定する範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事の報酬は、社員総会において決議した報酬総額の範囲内で別に定める役員報酬規定に従って算定した額を支給することができる。
- 3 第1項前段の規定にかかわらず役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(名誉会長及び顧問等)

第29条 この法人に、名誉会長及び顧問を併せて5名以内を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問等は非常勤とし、学識経験者又は有識者の中から、理事会において任期を定めようえで選任する。
- 3 名誉会長及び顧問等に対して、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。
- 4 名誉会長及び顧問等は、理事会並びに会長又は専務理事の諮問に応じ参考意見を述べ又は会議に出席して参考意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の招集日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 重要な規程の制定、変更及び廃止
 - (3) この協会内外に対する表彰等の決定
 - (4) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に、委任することができる。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任

- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第41条第1項に規定する損害賠償責任の免除

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度3回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 前号以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その理事が招集したとき。
 - (4) 第25条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、各理事及び各監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会の議長となる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議はこの定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合は、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第7項による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名及び押印をする。

(取引の制限)

第40条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人と、その理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第41条 この法人の役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から一般社団・財団法人法第113条第1項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって損害賠償責任を免除することができる。

2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、一般社団・財団法人法第115条第1項に規定する責任限定契約を締結することができる。

第7章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事、監事、会員、学識経験者及び有識者のうちから、会長が委嘱する。

3 委員会の設置、任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別にこれを定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の構成)

第44条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 財産から生ずる収入

(4) 固定資産、什器備品及びソフトウェア

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(財産の管理)

第45条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第46条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度開始前の日の前日までに、専務理事が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、専務理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第50条 この法人は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な細部事項は、理事会の議決により、別に定める。

(剰余金の分配)

第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第53条 この法人は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡

及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第54条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 事務局

(設置等)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局長は専務理事が兼ねる。
- 3 事務局には、所要の職員を置く。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び社員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿及び職員等の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 事業報告及び計算書類等
 - (7) 監査報告
 - (8) その他法令に定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧方法等については、法令の定めによるほか、理事会の議決により、別に定める。

第12章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護の万全を期するものとする。

- 2 前項に規定する個人情報の保護に関する必要な事項は、法令の定めによるほか、理事会の議決により、別に定める。

第13章 内部統制

(内部統制)

第60条 この法人は、一般社団・財団法人法第90条第4項第5号の規定に基づき、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適性を確保するために必要なものとして体制の整備について、理事会で決議する。

第14章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項、細則等は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、小野 純朗及び東海林 保とする。